

事務用パソコン一式のレンタル

仕 様 書

令和8年9月

滋賀医科大学

I. 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的

会議資料の電子化や Web 会議の定着に伴い、ノートパソコンの需要が高まっている。一方で、現行パソコンは経年劣化が進み、高負荷な業務に対応しきれず効率低下を招いている。このような状況を踏まえ、更新時期を迎えるパソコンを一新し、最新 OS と十分な処理性能を備えたノートパソコンを調達・導入するものである。

2. 調達物品名及び構成内訳

事務用パソコン 一式 のレンタル

3. レンタル物品名及び構成内訳

ビジネスノート パーソナルコンピュータ 一式 (134 台 48 ヶ月レンタル)

以上、搬入、設定、調整、確認を含む。また、詳細については「性能、機能以外に関する要件」に示す。

4. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、「Ⅱ. 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、すべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、納入機器の性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には、不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 納入機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、本学技術審査職員が、入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

5. その他

(1) 仕様に関する留意事項

- ① 提案する機器およびソフトウェア（以下、物品という）は原則として契約時点で製品化されていること。契約時点で製品化されていない物品を契約する場合には、技術的要件を満たすことの証明及び納入期限までに製品化され納入できることを保証する資料及び確約書等を提出すること。

(2) 提案に関する留意事項

- ① 提案に関しては、本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつわかりやすく、資料等を添付する等して説明すること。従って、本仕様書の技術的要件に対して、単に「はい、できます。」や「はい、有します。」といった回答の提案書で、根拠が不明確、説明が不十分であるなどして、技術審査に重大な支障があると技術審査職員が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなし不合格とするため、十分留意して作成すること。

- ② 提出された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがあるため、提出資料等に関する照会先を明記すること。
- ③ 技術的要件を満たすことを示すために、カタログや説明書から引用する場合には、アンダーラインや色分けすることによって、該当部分を分かりやすく示すこと。カタログや説明書により引用が困難な場合には、性能証明書等に代えることができる。

(3) 導入に関する留意事項

- ① 納入期限
令和 8 年 11 月 30 日 134 台（初期設定完了を含む）
- ② レンタル開始日
令和 8 年 12 月 1 日 134 台
- ③ 導入スケジュールについては、本学と協議しその指示に従うこと。
- ④ 導入に係る搬入、設定、調整、確認に要する全ての費用は、本調達に含むこと。

II. 調達物品に備えるべき技術的要件

<性能、機能等に関する要件>

1 ビジネスノート パーソナルコンピュータ

ビジネスノート パーソナルコンピュータは、以下の要件を満たすこと。

- 1.1 本体の製造年は、2023 年以降であること。
- 1.2 OS は、Microsoft Windows 11 Pro 相当以上の機能を有すると判断されるものであること。
- 1.3 CPU は、Intel Core i5-1335U 相当以上の性能を有すると判断されるものであること。
- 1.4 グラフィックカードは、CPU 内蔵グラフィックスであること。
- 1.5 メモリは、16GB 以上を内蔵すること。
- 1.6 M.2 SSD(PCIe NVMe) 256GB 以上の SSD を内蔵すること。
- 1.7 通信機能
 - 1.7.1 IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax(Wi-Fi 6E)以上の無線 LAN インターフェースを有すること。
 - 1.7.2 Bluetooth ワイヤレステクノロジーVer5.3 以上の性能を有すること。
 - 1.7.3 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応のネットワークポート (RJ45) を 1 ポート以上有すること。
- 1.8 インターフェース
 - 1.8.1 USB Type-A (USB3.2 Gen1) 以上を 2 ポート以上、Type-C (USB3.2 Gen2) 以上を 2 ポート以上有すること。また、Type-C は USB Power Delivery,DisplayPort1.4 以上に対応していること。
 - 1.8.2 コンボステレオヘッドフォン/マイクジャックを 1 基有すること。
 - 1.8.3 HDMIv2.1 以上のポートを 1 ポート以上有すること。
- 1.9 ディスプレイは非光沢とし、15.6 インチ以上、横 1,920 ピクセル以上、縦 1,080 ピクセル以上 (16:9) の解像度を持つ表示部を有すること。

- 1.10 Web カメラ（解像度 720p 以上）及びスピーカーを有すること。
- 1.11 キーボードは JIS 配列準拠で、テンキー付きの性能を有すること。
- 1.12 電源
 - 1.12.1 AC アダプター、電源コードを付属すること。
 - 1.12.2 バッテリーは、リチウムポリマーバッテリーであること。
 - 1.12.3 駆動時間は、カタログスペックで JEITA 測定法 Ver3.0 アイドル時約 11.5 時間以上の性能を有すること。
 - 1.12.4 AC アダプターは、AC100V～240V、50/60Hz であること。
- 1.13 外形寸法は、高さ:2.0cm×幅:36.0cm×奥行き:24.0cm 以内であること。
- 1.14 質量は、1.8kg 以内であること。
- 1.15 調達機器は、国内メーカーまたは国内生産製品で、一般に市場に流通している完成品であること。

2 初期設定作業（キッティング）

納入するパソコンは、以下の初期設定作業（以下、「キッティング」という。）を実施したうえで納品すること。また、不具合により交換するパソコンにもキッティングを行うこと。なお、具体的なキッティングの方法及びマスターイメージ設定については、本学担当者と協議のうえ決定すること。

ただし、同一機種での代品提供が不能となり、別機種での代替機提供となった場合、別機種のイメージ保存・クローニングについては、別途協議する。

- 2.1 Windows の初期設定（初期アカウント登録・グループポリシー設定等）を行うこと。
- 2.2 OS のアップデート適用等は、全て作業開始時点で最新のものとすること。ただし、最新のものに問題ある疑いがある場合は、この限りでない。
- 2.3 指定したパソコン名を設定すること。またパソコン名と対応する MAC アドレスの一覧を Excel データで提供すること。Excel データの提供は納品日の数日前に行うこと。
- 2.4 マスターイメージは、受注者の責任において該当契約終了まで安全に保管すること。
- 2.5 対象パソコンに対し、保管したマスターイメージのクローニングを実施すること。
- 2.6 マスターイメージを作成するパソコン、クローニング後の動作確認用パソコンは受注者にて準備すること。
- 2.7 パソコンを識別するためのラベルシール 3 種を準備し、貼付すること。

<性能、機能以外に関する要件>

3 保守体制等

- 3.1 保守契約期間は本機器の導入完了日から 48 ヶ月間とし、保守対応は故障機器と正常品との代品交換により実施すること。
- 3.2 障害発生時は、平日（祝日、休日及び年末年始を除く月曜日から金曜日）の 9 時から 17 時の時間帯における本学担当者からの連絡等に対して対応を行うこと。

- 3.3 レンタル開始から 12 ヶ月未満の場合は、バッテリー劣化についてサポート対象とする。
- 3.4 問合せ受付後、機器不具合に伴う交換対応が必要と判断され、かつ発送準備が可能な場合、受付完了日の翌々日（最短納品可能日）までに交換用パソコンを発送すること。
- 3.5 即時の代替機（交換用パソコン）の手配が困難な場合であっても、受注者は速やかに代替機を確保し、可能な限り早期の発送に努めること。
- 3.6 代替機の発送が 2 週間以上遅延する場合、受注者は発注者に対し、遅延理由および発送予定日を速やかに報告し、対応方針について協議を行うこと。

4 納入条件等

- 4.1 納入場所は、滋賀医科大学情報課とする。
- 4.2 納入に際し、納期スケジュールを本学担当者と事前に打ち合わせをし、そのスケジュールに従い完了すること。

5 その他

- 5.1 本調達物品に係わるアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを書面により証明すること。
- 5.2 本学担当者と相談し、機器の運用に必要と思われる説明資料は、引き渡しの際に、電子データで提出すること。
- 5.3 本仕様書に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、本学担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。
- 5.4 契約終了後、回収したパソコンの SSD は DoD 方式（米国国防総省準拠方式）でデータ消去を実施し、作業完了を証明する書面を提出すること。
- 5.5 代替機交換・パソコン返却時のデータ消去費用・消去を証明する書面の提出については、別途費用とする。

6 本体の安全性

- 6.1 製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。
- 6.2 製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されていること。
- 6.3 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適用されていること。
- 6.4 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないうことを保証する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、本学と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品であること。
- 6.5 情報システムを構成する要素（ソフトウェア及びハードウェア）に対して不正な変更があつ

た場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

6.6 納入する機器等の開発工程、製造工程等において、下記 7.6.1 から 7.6.5 の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。

6.6.1 開発工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。

6.6.2 脆弱性検査等のテストを実施していること。

6.6.3 製造工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。

6.6.4 製造者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。

6.6.5 不正な変更が発見された場合に、本学と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。